

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

第1章 総則

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識普及計画
- 第2節 地域防災活動活性化計画
- 第4節 気象業務整備計画
- 第4節の2 通信確保計画
- 第5節 避難対策計画
- 第5節の2 災害医療体制整備計画
- 第6節 要配慮者の安全確保計画
- 第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画
- 第7節 孤立化対策計画
- 第9節 建築物等安全確保計画
- 第10節 交通施設安全確保計画
- 第11節 ライフライン施設等安全確保計画
- 第13節 風水害予防計画
- 第14節 雪害予防計画
- 第16節 土砂災害予防計画
- 第17節 火災予防計画
- 第18節 林野火災予防計画
- 第20節 海上災害予防計画
- 第22節 防災ボランティア育成計画

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画
- 第2節 気象予報・警報等の伝達計画
- 第4節 情報の収集・伝達計画
- 第6節 交通確保・輸送計画
- 第8節 消防活動計画
- 第10節 県、市町村等応援協力計画
- 第15節 避難・救出計画
- 第16節 医療・保健計画
- 第17節 食料、生活必需品等供給計画
- 第19節 給水計画
- 第22節 廃棄物処理・障害物除去計画
- 第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画
- 第25節 文教対策計画
- 第28節 ライフライン施設応急対策計画
- 第31節 林野火災応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

- 第2節 生活の安定確保計画
- 第3節 復興計画の作成

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-4	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関 <u>(新規追加)</u></p> <p>東北地方測量部</p> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関 <u>東日本電信電話(株)岩手支店</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u> 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画<u>毎</u>の支援に関すること。</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関 <u>東北管区行政評価局〔岩手行政監視行政相談センター〕</u> <u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u> <u>国土地理院〔東北地方測量部〕</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関 <u>N T T 東日本(株)岩手支店</u> <u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画<u>ごと</u>の支援に関すること。</p>

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-2	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>平常時</u>における心得</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>平時</u>における心得</p>

1-2-3	[略]	[略]
	<p>4 [略]</p> <p>5 防災文化の継承</p> <p>○ ～次世代に伝えていくよう努める。</p> <p>○ 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。</p>	<p>4 [略]</p> <p>5 防災文化の継承</p> <p>○ ～次世代に伝えていくよう努める。</p> <p>○ 住民等は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-5	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び市町村は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、<u>平常時及び災害時に</u>分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア <u>平常時の活動</u> [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>[略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</p> <p>○ 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時及び</u>災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び市町村は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織や<u>防災士等</u>の育成、強化を図る。</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、<u>平時及び災害時に</u>分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア <u>平時の活動</u> [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>[略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</p> <p>○ 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時及び災害時</u>における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-9	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 盛岡地方気象台は、～に整備・配置し、<u>これらの維持に努める。</u>観測施設等の整備に当たっては～ ○ 盛岡地方気象台は、～の把握のために、<u>防災関係機関、大学等の研究機関等</u>と～ ○ 盛岡地方気象台は、<u>災害発生時等</u>において<u>防災気象情報を補完するための資料</u>を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、～ ○ 盛岡地方気象台は、<u>県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。</u> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(3) 地域気象観測システム（アメダス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 降水量、気温、日照（33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値。）、風（風向、風速）を観測。うち、16箇所は積雪も、22箇所は湿度も観測。 	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 盛岡地方気象台は、～に整備・配置し、<u>維持に努めるとともに、観測施設等の整備に当たっては～</u> ○ 盛岡地方気象台は、～の把握のために、<u>防災関係機関、地方公共団体等</u>と～ ○ 盛岡地方気象台は、<u>災害時等</u>において<u>防災気象情報の補完的な資料を国・地方公共団体等の防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、～</u> <u>(削除)</u> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(3) 地域気象観測システム（アメダス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 降水量、気温、<u>湿度</u>、日照（33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値。）、風（風向、風速）を観測。うち、16箇所は積雪も観測。
1-2-10	<p>(4) 地震・津波観測施設 (気象庁以外の期間が設置している主な観測施設)</p> <p style="text-align: center;">「電子基準点 34」 「地殻変動観測施設 4」 「験潮所 GNSS 観測局 1」</p>	<p>(4) 地震・津波観測施設 (気象庁以外の期間が設置している主な観測施設)</p> <p style="text-align: center;">「電子基準点」 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>
1-2-11	<p>第3 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適</u> 	<p>第3 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>盛岡地方気象台は、防災関係機関、地方公共団体等の防災機関が行う防災活動の迅速な立ち上がり及び避難指示、高齢</u>

	<p>時・的確に発表し、報道機関の～</p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ア [略] イ [略] ウ 実施事項及び実施に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。 ○ 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、～ 	<p>者等避難、緊急安全確保の発令等の災害応急対策の円滑な実施並びに県民の自主的防災行動の適切な実施に資するよう、<u>防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の～</u></p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ア [略] イ [略] ウ 実施事項及び実施に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 盛岡地方気象台は、平時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。 ○ 盛岡地方気象台は、防災関係機関、～
--	--	---

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 国、県、市町村、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</p>	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 国、県、市町村、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-15	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県及び市町村は、<u>平常時</u>から、被災者支</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県及び市町村は、<u>平時</u>から、被災者支援</p>

援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

（新規追加）

【防災基本計画を踏まえた修正】

(1) 能登半島地震

ウ 多様な主体の参画や人材育成の推進

6 市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

ア～オ [略]

カ 避難行動要支援者に対する救援措置

①～③ [略]

④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有

⑤～⑦ [略]

○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

○ 市町村は、洪水等に対する住民の警

の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

5 県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

6 県及び市町村は、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

ア～オ [略]

カ 避難行動要支援者に対する救援措置

①～③ [略]

④ 平時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有

⑤～⑦ [略]

○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

○ 市町村は、洪水等に対する住民の警

戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

[略]

- 市町村は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

[略]

第5 避難行動要支援者名簿

- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

第6 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活

戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、盛岡地方気象台及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

[略]

- 市町村は、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

[略]

第5 避難行動要支援者名簿

- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

第6 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、

用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。	講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。
避難場所等に関する事項	[略]
避難行動に関する事項	ア <u>平常時</u> における避難の心得 イ～エ [略]
災害に関する事項	[略]

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-23	<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。 <u>(新規追加)</u></p>	<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。</p> <p>※ <u>災害薬事コーディネーターとは、保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を実施す</u></p>

	<p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>第2 災害拠点病院 [略]</p> <p>第3 岩手DMA T等の体制強化 [略]</p> <p>○ 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>る、県本部長から委嘱された者をいう。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 県は、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第2 災害拠点病院 [略]</p> <p>第3 岩手DMA T等の体制強化 [略]</p> <p>○ 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>
--	---	--

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>4 県及び市町村は、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支</u></p>

<p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 [略]</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時から</u>、必要な配慮をするものとする。</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備 [略]</p> <p>○ 市町村は、<u>平常時から</u>避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 避難生活 [略]</p> <p>○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内や近隣県における同種の施設やホテル棟の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、<u>併せて</u>、その内容を県に登録するよう要請する。</p> <p>5 社会福祉施設等の安全確保対策 [略]</p> <p>○ 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、<u>平常時から</u>基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、<u>避難支援計画を策定する。</u></p>	<p><u>援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 [略]</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時から</u>、必要な配慮をするものとする。</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備 [略]</p> <p>○ 市町村は、<u>平時から</u>避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 避難生活 [略]</p> <p>○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内や近隣県における同種の施設やホテル棟の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、<u>あわせて</u>、その内容を県に登録するよう要請する。</p> <p>5 社会福祉施設等の安全確保対策 [略]</p> <p>○ 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、<u>平時から</u>基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立するとともに、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に協力する。</u></p>
--	---

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-30	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p> <p>6 <u>市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に取組み、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を</u></p>

	<p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; margin: 0;">【防災基本計画を踏まえた修正】</p> <p style="margin: 0;">(3) 災対法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄状況の公表 </div> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>第2 備蓄の種類 [略]</p> <p>第3 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <p>○ 市町村における要配慮者等に応じた物資の備蓄等について、的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。</p> <p>2 市町村の役割</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; margin: 0;">【県の災害対応を踏まえた修正】</p> <p style="margin: 0;">(2) 避難時の暑さ・寒さ対策</p> </div> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p>	<p>備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>7 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p> </div> <p>8 県及び市町村は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p>第2 備蓄の種類 [略]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <p>○ 市町村における要配慮者等に応じた物資や暑さ・寒さ対策の物資の備蓄等について、的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。</p> </div> <p>2 市町村の役割</p> <p>○ 熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備に努める。</p>
--	---	--

第4 県民及び事業所の役割	第4 県民及び事業所の役割 家庭における備蓄品の例に「冷却剤、うちわ、扇子、防寒具、カイロ」を追加
---------------	--

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-34	<p>第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプターや<u>ドローン</u>等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p>	<p>第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプターや<u>無人航空機</u>等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p> <p>※ 「ドローン」を「無人航空機」に統一</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-37	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、<u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8]</p> <p>[宅地造成工事規制区域の範囲 資料編2-9-9]</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、<u>平時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成等に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等<u>工事規制区域並びに特定盛土等規制区域</u>及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8]</p> <p>[宅地造成等工事規制区域及び<u>特定盛土等規制区域</u>の範囲 資料編2-9-9]</p>

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-41	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1～3 [略]</p> <p>第4 港湾施設、漁港施設</p> <p>○ 輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1～3 [略]</p> <p>第4 港湾施設、漁港施設</p> <p>○ 輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。</p> <p>○ <u>港湾については、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u></p>

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-44	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 ガス施設</p> <p>1～2 [略]</p>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 ガス施設</p> <p>1～2 [略]</p>
1-2-45	<p>3 防災広報活動</p> <p>災害時における二次災害の防止等を図るため、<u>平常時から</u>需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>3 防災広報活動</p> <p>災害時における二次災害の防止等を図るため、<u>平時から</u>需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p><u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>
1-2-48	<p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害対策用資機材の確保等</p> <p>○ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、<u>平常時から</u>、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。</p>	<p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害対策用資機材の確保等</p> <p>○ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、<u>平時から</u>、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。</p>

	<p>(5) [略]</p> <p>2 放送施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 放送継続体制の整備</p> <p>○ 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、<u>平常時</u>の運用が困難になった場合 に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。</p>	<p>(5) [略]</p> <p>2 放送施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 放送継続体制の整備</p> <p>○ 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、<u>平時</u>の運用が困難になった場合 に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。</p>
--	--	---

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-53	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ 市町村は、<u>豪雨</u>、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>第3 河川改修事業</p> <p><u>木賊川外 8 河川</u></p> <p><u>南川外 23 河川</u></p>	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ 市町村は、<u>大雨</u>、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>第3 河川改修事業</p> <p><u>北上川外 9 河川</u></p> <p><u>木賊川外 20 河川</u></p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-60	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ 飲食料及び毛布等を備えておくよう <u>心</u>がけるものとする。</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ 飲食料及び毛布等を備えておくよう <u>心掛</u>けるものとする。</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-65	<p>第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～6 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ <u>県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に向けて、基礎調査を実施する。</u></p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p>	<p>第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p>

	<p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、</p>	<p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、</p>
--	---	---

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-70	<p>第 17 節 火災予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>1 火災予防の徹底</p> <p>一般家庭</p> <p>ア～ウ</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 危険物等の保安確保指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、<u>災害発生予防計画</u>の策定を指導する。</p>	<p>第 17 節 火災予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>1 火災予防の徹底</p> <p>一般家庭</p> <p>ア～ウ</p> <p style="text-align: center;"><u>エ 感震ブレーカーの設置及び取扱方法</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 危険物等の保安確保指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、<u>危害予防規程</u>の策定を指導する。</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-73	<p>第 18 節 林野火災予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【県の災害対応を踏まえた修正】</p> <p>(1) 大船渡市林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒の強化 </div>	<p>第 18 節 林野火災予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底、<u>警戒及び消防力の充実強化</u>を図る。</p> <p>2 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県、市町村及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害</u></p>

	<p>第2 林野火災防災対策の推進</p> <p>1 <u>岩手県山火事防災対策推進協議会の設置</u> [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底 <u>(新規追加)</u></p> <p>○ 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備 <u>(新規追加)</u></p> <p>○ 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。 <u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p>第2 <u>岩手県山火事防止対策推進協議会による林野火災防災対策の推進</u></p> <p>1 協議会の設置 [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <p>○ <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u></p> <p>○ <u>林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努める。</u></p> <p>○ 山火事防止運動期間（2月26日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ <u>県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。</u></p> <p>○ 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p> <p>○ <u>市町村及び消防機関は、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。</u></p> <p>○ <u>熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直</u></p>
--	---	---

	<p>4 組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。 ○ 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。 <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p> <p>4 組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。 ○ 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。 ○ <u>市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防機関と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u> ○ <u>市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u> <p>第3 防災関係機関による林野火災防止対策の推進</p> <p>1 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。</u> <p style="text-align: center;"><u>なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町村、消防本部、山火事防災対策
--	---	--

	<p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>推進協議会の構成団体は、林野火災注意報、林野火災警報、たき火の届出制度、火入れの許可制度などの仕組みについて、林野火災の発生を防止するため様々な手段を用いて周知する。</u></p> <p>○ <u>市町村及び消防機関は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板の設置等により、防火思想の普及に努める。</u></p> <p>2 <u>警戒の強化</u></p> <p>○ <u>市町村及び消防機関は、気象状況による火災危険及び火災発生後の延焼危険度を考慮して、それぞれ定める発令基準に基づき、林野火災警報・林野火災注意報を発令するとともに様々な手段を活用して地域住民に周知する。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村及び消防機関が発令する、林野火災警報・林野火災注意報の発令状況の確認及び周知する。</u></p> <p>○ <u>県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切に対応する。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u></p> <p>○ <u>消防機関は、火入れやたき火等の届出者に対する防火指導及び巡回パトロールを通して、無届での焼却行為者を把握し、その常習性を考慮した指導の徹底、必要に応じて消防法第3条による措置命令を活用しての是正を図る。</u></p> <p>○ <u>県、市町村、消防機関は、気象庁・消防庁が本県を対象に顕著な少雨を発表した場合には、様々な手段を活用して林野火災の発生及び延焼が拡大する危険が増大していることを住民に周知する。</u></p> <p>○ <u>県は、本県を対象に顕著な少雨が発表された場合、气象台と連携して、市町村、消防本部を対象とした気象状況等に関する説明会等を開催する。</u></p>
--	---	--

(新規追加)

(新規追加)

(新規追加)

(新規追加)

(新規追加)

5 各関係機関別の実施事項

機関	実施事項
盛岡 地方 気象 台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施

(3) 消防施設等の整備強化

○ 県、市町村及び消防機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

○ 市町村及び消防機関は、上記のほか、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

○ 市町村及び消防機関は、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設の整備を促進する。

○ 市町村及び消防機関は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。

第4 各関係機関別の実施事項

機関	実施事項
盛岡 地方 気象 台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底 <u>イ 顕著な少雨が確認された際の市町村及び消防機関に対する説明会の開催による注意喚起</u>
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施 <u>オ 火災警報・林野火災警報・林野火災注意報、たき火の届出制度、火入れの許可制度の周知</u>

					<p>カ <u>市町村等が発令する火災警報・林野火災警報・林野火災注意報の発令状況の周知</u></p> <p>キ <u>顕著な少雨が確認された際の市町村及び消防機関に対する説明会の開催による注意喚起</u></p>
	市町村	<p>ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催</p> <p>イ 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底</p> <p>ウ 林野火災予防組織の育成強化</p> <p>エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底</p> <p>オ 火災警報等発令時の巡視強化</p> <p>カ 初期消火資機材の整備</p> <p>キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底</p>		市町村	<p>ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催</p> <p>イ 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底</p> <p>ウ 林野火災予防組織の育成強化</p> <p>エ <u>火災警報・林野火災警報・林野火災注意報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底</u></p> <p>オ <u>火災警報・林野火災警報・林野火災注意報等発令時の巡視強化</u></p> <p>カ 初期消火資機材の整備</p> <p>キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底</p>
	消防機関	<p>ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導</p>		消防機関	<p>ア <u>火災警報・林野火災警報・林野火災注意報等の警報伝達及び巡視警戒</u></p> <p>イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導</p> <p>ウ <u>消防力(活動体制、消防施設・設備等)の充実強化</u></p> <p>エ <u>林野火災を想定した消防計画、林野火災防ぎよ図及び強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定</u></p>
	森林管理署等	<p>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火</p>		森林管理署等	<p>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時や、<u>火災警報・林野火災</u></p>

		<p>防止広報資材の配備</p> <p>イ 職員によるパトロールの実施</p> <p>ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備</p> <p>エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備</p>			<p><u>警報・林野火災注意報発令時におけるたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</u></p> <p>イ 職員によるパトロールの実施</p> <p>ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備</p> <p>エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備</p> <p><u>オ 火災警報・林野火災警報・林野火災注意報の発令周知</u></p>
	林業団体等	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底</p> <p>ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底</p> <p>エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発</p> <p>オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行</p> <p>カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置</p> <p>キ 作業小屋周辺の防火帯の設置</p> <p>ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行</p>	林業団体等	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時や、<u>林野火災警報・林野火災注意報発令時</u>における出火防止の周知徹底</p> <p>ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底</p> <p>エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発</p> <p>オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行</p> <p>カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置</p> <p>キ 作業小屋周辺の防火帯の設置</p> <p>ク <u>火災警報・林野火災警報・林野火災注意報</u>等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行</p> <p><u>ケ 火災警報・林野火災警報・林野火災注意報の発令周知</u></p>	
	農業	ア 火入れの許可・指示事項	農業	ア 火入れの許可・指示事項	

	関係機関	の遵守 イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発		関係機関	の遵守 イ 火災警報・林野火災警報・林野火災注意報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
	その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力		その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-77	<p>第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 船舶の安全指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 第二管区海上保安本部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、<u>巡視船艇</u>の巡回等による周知を図る。 	<p>第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 船舶の安全指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 第二管区海上保安本部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、<u>船艇等</u>の巡回等による周知を図る。

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-81	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ～防災ボランティア活動について、広報等により、普及啓発を行う。 <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ～防災ボランティア活動について、広報等により、普及啓発を行う。 ○ <u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心</u>

【防災基本計画を踏まえた修正】

(1) 能登半島地震

ウ 多様な主体の参画や人材育成の推進

	<p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>○日赤県支部は、～</p> <p>2 [略]</p> <p>3 防災ボランティアの受入体制の整備</p> <p>○ ～体制の構築に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; color: red;">【防災基本計画を踏まえた修正】</p> <p style="text-align: center; color: red;">(1) 能登半島地震 ウ 多様な主体の参画や人材育成の推進</p> </div> <p>○ 市町村本部長は～</p>	<p><u>と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>○ 県及び市町村は、<u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>○日赤県支部は、～</p> <p>2 [略]</p> <p>3 防災ボランティアの受入体制の整備</p> <p>○ ～体制の構築に努める。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 県及び市町村は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> </div> <p>○ 市町村本部長は～</p>
--	--	--

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、～</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等に配慮するものとする。</u></p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、～</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p>

<p>(1) 設置基準 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 県土整備部河川課 7 ダムの流量調整 [略]</p> <p>第3 1～5 [略] 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 ○ [略] <u>(新規追加)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【県の災害対応を踏まえた修正】</p> <p>(3) 災害対策基本法 ・ 要請を待たない職員派遣等</p> </div> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(新規追加)</p>	<p>(1) 設置基準 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 県土整備部河川課 7 ダム放流量の調節 [略]</p> <p>第3 1～5 [略] 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 ○ [略]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ <u>指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p>○ <u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> </div>
---	---

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-24	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="280 344 836 539"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>イ 情報の種類</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性</p>	実施機関	活動の内容	市町村本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="868 336 1407 580"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報・林野火災警報・ 林野火災注意報の発令・周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p> <p>ウ 情報の種類</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性</p>	実施機関	活動の内容	市町村本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報・林野火災警報・ 林野火災注意報の発令・周知
実施機関	活動の内容									
市町村本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表									
実施機関	活動の内容									
市町村本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報・林野火災警報・ 林野火災注意報の発令・周知									

<p>を [高]、[中] の 2 段階で～ 岩手県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、～ ～キーワードを使って解説する 「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>ウ 注意報の種類 エ 警報の種類</p> <p>備考 1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。</p> <p>2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p> <p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。</p> <p>洪水警報</p> <p>河川の上流域での降雨～</p> <p>備考 1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。</p> <p>備考 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>	<p>が [高]、[中] の 2 段階で～ 岩手県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、～ ～キーワードを使って解説する 「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>エ 注意報の種類 オ 警報の種類 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> <p>洪水警報 上流域での降雨～ (削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p>オ キキクル 洪水キキクル ～確認することができる。 (新規追加)</p> <p>流域雨量指数の予測値 各河川の、<u>上流域での～</u></p> <p>オ 特別警報の種類 暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたとき に発表される。「暴風による重大な 災害」に加えて「雪を伴うこと による視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒が呼 び掛けられる。</p> <p>備考 1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別 警報（土砂災害）」として発表する。 浸水警報の警報事項を含めて行う 気象特別警報は、「大雨特別警報（浸 水害）」として発表する。</p> <p>2 過去の災害事例に照らして、指 数（土壌雨量指数、表面雨量指</p>	<p>キ キキクル 洪水キキクル ～確認することができる。 また、<u>大河川で洪水のおそれがある ときに発表される指定河川洪水 予報や国管理河川の危険度分布 （水害リスクライン）についても 表示しており、中小河川とあわせ て危険度を確認することができ る。</u></p> <p>域雨量指数の予測値 <u>上流域での～</u></p> <p>カ 特別警報の種類 暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常である ため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたとき に発表される。「暴風による重大な 災害」に加えて「雪を伴うこと による視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒が呼 びかけられる。</p> <p>備考 1 <u>土砂崩れ注意報及び浸水注意報 はその注意事項を気象注意報に、 土砂崩れ警報はその警報事項を気 象警報に、土砂崩れ特別警報はそ の警報事項を気象特別警報に、浸 水警報はその警報事項を気象警報 又は気象特別警報に、それぞれ含 めて行われる。</u></p> <p>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別 警報（土砂災害）」として発表され る。浸水警報の警報事項を含めて 行われる気象特別警報は、「大雨特 別警報（浸水害）」として発表され る。</p> <p>2 地震や火山の噴火等、不測の事 態により気象災害にかかわる諸条</p>
--	---

<p>数、流域雨量指数)、積雪量、台風 の中心気圧、最大風速などに関する 客観的な指標を設け、これらの 実況および予想に基づいて発表を 判断する。</p> <p>キ 地震動の警報及び地震情報の種類 (ア)緊急地震速報(警報)</p> <p>○ 気象庁は、～<u>日本放送協会 (NHK)は、テレビ、ラジオ を通じて住民に提供する。</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>件が変化し、通常の基準を適用す ることが適切でない状態となるこ とがある。このような場合は、非 常措置として基準のみにとらわれ ない警報・注意報の運用を行うこ とがある。また、このような状態 がある程度長期間継続すると考え られる場合には、特定の警報・注 意報について、対象地域を必要最 小限の範囲に限定して「暫定基 準」を設定し、通常より低い基準 で運用することがある。</p> <p>ク 地震動の警報及び地震情報の種類 (ア)緊急地震速報(警報)</p> <p>○ 気象庁は、～<u>緊急地震速報 (警報)は、日本放送協会(N HK)に伝達される。また、テ レビ、ラジオ、携帯電話(緊急速 報メール機能を含む)、全国瞬時 警報システム(J-ALERT) T)経路による市区町村の防災 行政無線等を通して住民に伝達 される。</u></p> <p>○ 緊急地震速報(警報)の～</p> <p>○ <u>緊急地震速報(警報)は、地 震が発生してからその揺れを検 知し解析して発表する情報であ る。解析や伝達に一定の時間 (数秒程度)がかかるため、内 陸の浅い場所で地震が発生した 場合などにおいて、震源に近い 場所では緊急地震速報(警報)の 提供が強い揺れの到達に原理的 に間に合わない。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) <u>北海道・三陸沖後発地震注意 情報</u></p> <p>① <u>情報発表条件</u></p> <p>○ <u>北海道の根室沖から東北地 方の三陸沖の巨大地震の想定</u></p>
---	--

		<p><u>震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。</u></p> <p>○ <u>想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。</u></p> <p>② <u>情報発表の流れ</u></p> <p>○ <u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u></p> <p>③ <u>情報の解説及び防災対応の呼びかけ対応</u></p> <p>○ <u>合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</u></p> <p>○ <u>防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</u></p> <p>④ <u>情報に関する留意事項</u></p> <p>○ <u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</u></p>
--	--	--

	<p>ク 津波警報等の種類 (ア)津波警報等の種類と内容</p>	<p>○ <u>以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するという<u>ことをお知らせするものではない。</u></u> ・ <u>後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。</u> ・ <u>後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。</u> ・ <u>モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていない状況で突発的に発生することが多い。</u> ・ <u>最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。</u> ・ <u>情報発表の対象とする地震の発生エリア(北海道の根室沖から東北地方の三陸沖)の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。</u> <p>ケ 津波警報等の種類 (ア)大津波警報・津波警報・津波注意</p>
--	--------------------------------------	---

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。
- 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

発表される津波の高さ	
数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
10m 超 (10m< 予想高さ)	巨大

報の発表等

- 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

発表される津波の高さ	
数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表
10m 超 (10m< 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
10m (5m< 予想される津波の最大	

10m (5m<予想高さ≤10m)	
5m (3m<予想高さ≤5m)	
3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)

注)・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

波の高さ≤10m)	
5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

○ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

○ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

○ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更なる高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波

の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

○ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

○ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ウ) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	削除
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	
津波に関する	津波に関するその他	

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注3)

(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

るその他の 情報	必要な事項を公表
-------------	----------

(※1)・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ 最大波の観測値の発表内容は次のとおり。

[表：略]

(※2)・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸

(注2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[表：略]

(注3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ 沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は次のとおり。

[表：略]

[表：略]

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(エ) 津波情報の留意事項等

○ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

○ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

○ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化(第 1 波の到達)が観測されてから最大

	<p>(ウ) 津波予報 <u>(新規追加)</u></p> <p>[表：略]</p> <p>ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>○ <u>噴火警報(居住地域)又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。</u></p> <p>[表：略]</p>	<p><u>波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</u></p> <p>・ <u>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</u></p> <p>○ <u>沖合の津波観測に関する情報</u></p> <p>・ <u>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</u></p> <p>・ <u>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</u></p> <p>(オ) 津波予報</p> <p><u>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u></p> <p>[表：略]</p> <p>コ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>(ア) <u>噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)</u></p> <p>○ <u>仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。</u></p> <p>○ 「警戒が必要な範囲」が居住</p>
--	---	--

地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(イ) 噴火予報

- 仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

[表：略]

(ウ) 火警戒レベル

- 仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。
- 活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、県は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。
- 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。
- 岩手県及び東北地方の活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用され	岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋

ている火山

田駒ヶ岳、鳥海山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山

(エ) 噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

○ 噴火警戒レベルが運用されている火山の場合

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
		レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生

名称	対象範囲	噴火警戒レベル(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生

	の火口 周辺		命に危険が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火 予報	火口内 等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合

(注) ※1 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

※2 岩手山噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・④】参照

※3 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・⑤】参照

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地及び それより火口側	居住地 地域 嚴重 警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の	入山 危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生

	の火口 周辺		命に危険が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火 予報	火口内 等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(注) ※1 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

※2 岩手山噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・④】参照

※3 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・⑤】参照

○ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地及び それより火口側	居住地 地域 嚴重 警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い	入山 危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険

警報	火口周辺		生、あるいは発生すると予想される場合	口周辺 警報	範囲の火口周辺		が及ぶ噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(オ) 噴火速報

- 仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
- 噴火速報は以下のような場合に発表する。
 - ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
 - ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断し

		<p>た場合</p> <p>※ <u>噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p>○ <u>噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p> <p>(カ) <u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <p>○ <u>仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>○ <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>(キ) <u>降灰予報</u></p> <p>○ <u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u></p> <p>① <u>降灰予報(定時)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>噴火警報発表中の火山</u>で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・ 18時間先(3時間区切り)
--	--	--

		<p>までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>② 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>(注1) 降灰予報(定時)を發表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山(注2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p>(注2) 降灰予報(定時)を發表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降</p>
--	--	--

灰が「少量」のみであつても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ	イメージ	人	道路		
	キーワード	路面				視界
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・呼吸器など	運転を控える 降ってくる火の山灰や積もった火の山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限	が し の 火 山 灰 付 着 に よ る 停 電 発 生 や 上 水 道 の 水 質 低 下 及 び 給 水 停 止 の お そ れ が あ る

				の異 常を 訴え る人 が出 始め る	等 の 影 響 が 生 じる	
や や 多 量	0.1mm ≦ 厚 さ < 1mm 【注 意】	白 線 が 見 え に く い	明 ら か に 降 っ て い る	マ ス ク 等 で 防 護 喘 息 患 者 や 呼 吸 器 疾 患 を 持 つ 人 は 症 状 悪 化 の お そ れ が あ る	徐 行 運 転 す る 短 時 間 で 強 く 降 る 場 合 は 視 界 不 良 の お そ れ が あ る 道 路 の 白 線 が 見 え な く な る お そ れ が あ る (お よ そ 0.1 ～ 0.2mm で 鹿 児 島 市 は 除 灰 作 業 開 始)	稲等 の農 作物 が収 穫で きな くな った り ※、 鉄道 のポ イン ト故 障等 によ り運 転見 合わ せの おそ れが あ る
少	0.1mm	う	降	窓を	フ ロ	航空

量	未満	っ す ら 積 も る	っ て い る の が よ う や く 分 か る	閉 め る 火 山 灰 が 衣 服 や 身 体 に 付 着 す る 目 に 入 っ た と き は 痛 み を 伴 う	ン ト ガ ラ ス の 除 灰 火 山 灰 が フ ロ ン ト ガ ラ ス 等 に 付 着 し、 視 界 不 良 の 原 因 と な る お そ れ が あ る	機 の 運 航 不 可 ※			

※富士山ハザードマップ検討委員会(2004)に
よる想定

降灰予報の発表イメージ

[図：略]

※ 降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

(ク) 火山ガス予報

○ 仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(ケ) 火山現象に関する情報等

○ 仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状

	<p style="text-align: center;">コ その他</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種類</td> <td style="text-align: center;">通報基準</td> </tr> <tr> <td>火災 気象 象 通報</td> <td> <p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想 イロハ [略] <u>(新規追加)</u></p> </td> </tr> </table>	種類	通報基準	火災 気象 象 通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想 イロハ [略] <u>(新規追加)</u></p>	<p>況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p> <p>① 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>② 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p>③ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p> <p style="text-align: center;">サ その他</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種類</td> <td style="text-align: center;">通報基準</td> </tr> <tr> <td>火災 気象 象 通報</td> <td> <p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合 イロハ [略] (1) 通報基準 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (2) 地域区分 市町村単位 (3) 通報方法 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。 なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある</p> </td> </tr> </table>	種類	通報基準	火災 気象 象 通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合 イロハ [略] (1) 通報基準 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (2) 地域区分 市町村単位 (3) 通報方法 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。 なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある</p>
種類	通報基準									
火災 気象 象 通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想 イロハ [略] <u>(新規追加)</u></p>									
種類	通報基準									
火災 気象 象 通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合 イロハ [略] (1) 通報基準 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (2) 地域区分 市町村単位 (3) 通報方法 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。 なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある</p>									

火 災 警 報	火災気象通報が通知され、市町村の 地域の気象状況が火災の発生又は拡大 のおそれがあると認められる場合 (削除)

(新規追加)

【県の災害対策を踏まえた修正】

(1) 大船渡市林野火災

- ・ 警報・注意報の発令基準

	<p>る場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) 通報区分</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 乾燥注意報→火災気象通報</p> <p style="padding-left: 20px;">【乾燥】</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 強風注意報→火災気象通報</p> <p style="padding-left: 20px;">【強風】</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>
--	---

(消防法及び火災予防条例に基づくもの)

種類	発令基準
火災 警報	<p>火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合</p> <p>(具体的な発令基準は、市町村又は消防機関で定めている。)</p>
林野 火災 警報	<p>林野火災注意報の発令基準に加え、強風の場合で、市町村の地域の気象状況が林野火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合</p> <p>(具体的な発令基準は、市町村又は消防機関で定めている。)</p>
林野 火災 注意 報	<p>乾燥・降水や気象注意報の発表の状況を踏まえ、市町村の地域の気象状況が林野火災の発生のおそれがあると認められる場合</p> <p>(具体的な発令基準は、市町村又は消防機関で定めている。)</p>

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える。
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生す

		<u>るおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(イ) 指定河川洪水予報

氾濫注意情報

～発表する。

氾濫警戒情報

～発表する。

高齢者等が危険な場所から避難する必要があるが必要とされる～

氾濫危険情報

～発表する。

避難等の氾濫発生に対する～

氾濫発生情報

～発表する。

～必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(イ) 指定河川洪水予報

氾濫注意情報

～発表される。

氾濫警戒情報

～発表される。

高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる～

氾濫危険情報

～発表される。

避難等の氾濫発生への～

氾濫発生情報

～発表される。

～必要があるとされる警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統

種類	発表機関	伝達系統
火	市町村長	火災気象通報・火

(2) 伝達系統

種類	発表機関	伝達系統
火災警報・林野火災警	市町村長及び消防	火災気象通報・火災警

【県の災害対策を踏まえた修正】

(1) 大船渡市林野火災

- ・ 警報・注意報の伝達系統 52

<table border="1"> <tr> <td>災 警 報</td> <td>及び消防 本部消防 長</td> <td>災害警報伝達系統図 (資料編 3-2-3) のとおり。</td> </tr> </table>	災 警 報	及び消防 本部消防 長	災害警報伝達系統図 (資料編 3-2-3) のとおり。	<table border="1"> <tr> <td>報・林野火 災注意報</td> <td>本部消防 長</td> <td>報等伝達系 統図(資料 編 3-2-3) のとおり。</td> </tr> </table>	報・林野火 災注意報	本部消防 長	報等伝達系 統図(資料 編 3-2-3) のとおり。
災 警 報	及び消防 本部消防 長	災害警報伝達系統図 (資料編 3-2-3) のとおり。					
報・林野火 災注意報	本部消防 長	報等伝達系 統図(資料 編 3-2-3) のとおり。					
<p>(3)~(4) [略]</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。 <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。 	<p>(3)~(4) [略]</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領するなどし、<u>火災警報・林野火災警報又は林野火災注意報</u>を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。 <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>火災警報・林野火災警報・林野火災注意報</u>の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。 						

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-48	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>6 国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるものとする。</p> <div data-bbox="331 1576 817 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【防災基本計画を踏まえた修正】</p> <p>(1) 能登半島地震 エ 防災DXの推進</p> </div> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>6 国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるものとする。</u>また、<u>国、県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>7 <u>県、市町村及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報(EEI)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関(責任者)</p>

	<p>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</p> <p>第3 実施要領</p> <p>6 災害情報の収集、報告</p> <p>(2) 県</p> <p>(新規追加)</p> <p>【防災基本計画を踏まえた修正】</p> <p>(1) 能登半島地震 エ 防災DXの推進</p>	<p>NTT東日本株式会社岩手支店 NTTドコモビジネス株式会社</p> <p>第3 実施要領</p> <p>6 災害情報の収集、報告</p> <p>(2) 県</p> <p>○ 県は、各機関が防災情報を入力・閲覧することが可能な、SOBO-WE Bとのシステム連携が図られた災害情報システムを構築する。</p>
--	--	--

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-69	<p>第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</p> <p>第3 交通確保</p> <p>[略]</p> <p>4 道路啓開等</p> <p>(新規追加)</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、国土交通省及び湾港管理者は、湾港の防災拠点機能を確保するものとする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>NTT東日本株式会社岩手支店 NTTドコモビジネス株式会社</p> <p>第3 交通確保</p> <p>[略]</p> <p>4 道路啓開等</p> <p>(1) 道路啓開計画の作成</p> <p>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な訓練の</p>

		<p>実施や計画の見直しを行うものとする。</p> <p>(2) 道路啓開等の順位 [略]</p> <p>(3) 復旧資材等の確保 [略]</p> <p>(4) 道路啓開等の方法 [略]</p>
--	--	---

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																												
1-3-93	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 緊急消防援助隊 [略]</p> <p>○ 消防庁への連絡先は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日 (9:30～18:15) 〔消防庁応急対策室〕</td> <td>左記以外〔消防庁宿直室〕</td> </tr> <tr> <td>NTT 回線</td> <td>TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537</td> <td>TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線 ※マイクロ電話</td> <td>TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033</td> <td>TEL (7-)90-<u>49016</u> FAX (7-)90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033</td> <td>TEL (9-20-)048-500-90-<u>49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊 </td> </tr> </table>		平日 (9:30～18:15) 〔消防庁 応急 対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕	NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90- <u>49016</u> FAX (7-)90-49036	地域衛星通信ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90- <u>49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036	緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊 	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 緊急消防援助隊 [略]</p> <p>○ 消防庁への連絡先は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日 (9:30～18:15) 〔消防庁広域広域応援室〕</td> <td>左記以外〔消防庁宿直室〕</td> </tr> <tr> <td>NTT 回線</td> <td>TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537</td> <td>TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線 ※マイクロ電話</td> <td>TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033</td> <td>TEL (7-)90-<u>49012</u> FAX (7-)90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033</td> <td>TEL (9-20-)048-500-90-<u>49012</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊 </td> </tr> </table>		平日 (9:30～18:15) 〔消防庁 広域 広域 応援 室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕	NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90- <u>49012</u> FAX (7-)90-49036	地域衛星通信ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90- <u>49012</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036	緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊
	平日 (9:30～18:15) 〔消防庁 応急 対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕																												
NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553																												
消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90- <u>49016</u> FAX (7-)90-49036																												
地域衛星通信ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90- <u>49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036																												
緊急消防援助隊																														
<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊 																														
	平日 (9:30～18:15) 〔消防庁 広域 広域 応援 室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕																												
NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553																												
消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90- <u>49012</u> FAX (7-)90-49036																												
地域衛星通信ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90- <u>49012</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036																												
緊急消防援助隊																														
<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援隊 ・航空指揮支援隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・NBC災害即応部隊 																														

	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂・風水害機動支援部隊 ・都道府県大隊指揮隊 ・消火小隊 ・救助小隊 ・救急小隊 ・後方支援小隊 ・通信支援小隊 ・特殊災害小隊 ・特殊装備小隊 ・航空小隊 ・航空後方支援小隊 ・水上小隊 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂・風水害機動支援部隊 ・<u>安全管理部隊</u> ・<u>救急特別編成部隊</u> ・都道府県大隊指揮隊 ・消火小隊 ・救助小隊 ・救急小隊 ・後方支援小隊 ・通信支援小隊 ・特殊災害小隊 ・特殊装備小隊 ・航空小隊 ・航空後方支援小隊 ・水上小隊
--	---	---

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-99	<p>第10節 県・市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、～</p> <p>5 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した場合には、～</p> <p>6 ～その他の防災機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、～</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>7 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技能職員の～</p> <p>8 国、県及び市町村は、職員を派遣する場合、～</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>第10節 県・市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、～</p> <p>6 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した場合には、～</p> <p>7 ～その他の防災機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、～</p> <p>8 <u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>9 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技能職員の～</p> <p>10 国、県及び市町村は、職員を派遣する場合、～</p> <p>11 <u>県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3- 125</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>5 ～再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領 1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>5 ～再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。<u>また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領 1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与され全国共通避難所・避難場所 I D を適切に県に報告する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設定状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及</p>

【防災基本計画を踏まえた修正】

(1) 能登半島地震

ア 被災者支援の充実

難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(新規追加)

【防災基本計画を踏まえた修正】

(2) 最近の施策等

エ こども・若者等の居場所の確保

6 [略]

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

- 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

8 [略]

び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 市町村本部長は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

6 [略]

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

- 市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

8 [略]

	<p>9 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>○ ～協議の開始後、遅滞なく報告する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>9 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>○ ～協議の開始後、遅滞なく報告する。</p> <p>○ <u>協議元市町村本部長は、協議先市町村本部長との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、協議先市町村本部長は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>
--	---	--

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-145</p>	<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>5 <u>被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</u></p> <p>[略]</p> <p>7 <u>県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>5 <u>県は、フェーズにより変化する健康課題に迅速かつ的確に対応するため、被災者の健康管理を行う保健師等チームの派遣調整を行う。</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

<p>8 [略]</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red; text-align: center;">【防災基本計画を踏まえた修正】</p> <p>(1) 能登半島地震</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 保健医療福祉支援</p> </div> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一社)岩手県歯科医師会</p> <p style="padding-left: 40px;">歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣</p>	<p>7 [略]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>8 県は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの派遣要請を行う。</p> <p>9 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</p> </div> <p>10 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。</p> <p>11 県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</p> <p>12 県は、被災都道府県に対し、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。</p> <p>13 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</p> <p>14 県は、被災都道府県に対し、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）の応援派遣を行うものとする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一社)岩手県歯科医師会</p> <p style="padding-left: 40px;">歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班（JDAT）の編成及び派遣</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p style="text-align: center;">健康国保課 保健医療班 保健指導の実施</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下、「指定病院」という。）の長が派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>○ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>7 広域災害・救護医療情報システムの整備</p> <p>○ 県本部長及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>1 傷病者の搬送の手続 [略]</p> <p>2 傷病者の搬送体制の整備</p> <p>○ [略]</p>	<p>※他の箇所も同様の修正</p> <p>[県本部の担当]</p> <p><u>保健福祉部 保健福祉企画室 保健医療班 他の都道府県に対する災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣要請</u></p> <p style="text-align: center;">健康国保課 保健医療班 保健師等チームの派遣調整</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下、「指定病院」という。）の長が派遣する。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>○ 災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>7 広域災害・救護医療情報システムの整備</p> <p>○ 県本部長及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>1 傷病者の搬送の手続 [略]</p> <p>2 傷病者の搬送体制の整備</p> <p>○ [略]</p>
--	--

	<p>○ ～傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図</p>	<p>○ ～傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。</p> <p>○ <u>被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>第6～9 [略]</p> <p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図</p> <p><u>災害薬事コーディネーターを追加</u></p>
--	---	---

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-159	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 物資の確保</p> <p>○ 県本部長は、次により物資を確保する。</p> <p>ア 商工労働観光部商工企画室長は、市町村からの要請内容に基づき、「物資の調達計画」を作成し、同部経営支援課統括課長は、当該計画に基づき、県本部の関係課と協議する。</p>	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 物資の確保</p> <p>○ 県本部長は、次により物資を確保する。</p> <p>ア 商工労働観光部商工企画室長は、市町村からの要請内容に基づき、「物資の調達計画」を作成し、同部経営支援課<u>総括課長は、</u>当該計画に基づき、県本部の関係課と協議する。</p>

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-163	<p>第19節 給水計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 給水</p> <p>(1) 水源の確保</p> <p>○ [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>2 応急給水用資機材の調達</p> <p>3 給水の方法</p> <p>4 水道施設被害汚染対策</p> <p>(1) 水道事業者又は水道用水供給事業</p>	<p>第19節 給水計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 給水</p> <p>(1) 水源の確保</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 応急給水用資機材の調達</p> <p>3 給水の方法</p> <p>4 水道施設被害汚染対策</p> <p>(1) 水道事業者又は水道用水供給事業</p>

<p>者の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p>者の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>
---	--

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-175	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。 ○ 市町村本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。 <p>2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>エ 港湾関係障害物の除去</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。 ○ 市町村本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分場等を定める。 <p>2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>エ 港湾関係障害物の除去</p>

	<p>○ 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p>○ 海上保安部署長は、～</p>	<p>○ 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。</p> <p>○ <u>港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。国及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行うものとする。</u></p> <p>○ 海上保安部署長は、～</p>
--	---	---

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-184	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配 [略]</p> <p>(2) 捜索の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に対して、<u>巡視船</u>、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。 	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配 [略]</p> <p>(2) 捜索の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に対して、<u>船艇等</u>、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-190	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を</p>	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を</p>

<p>実施する。</p> <p>2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新規追加）</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 授業料等の減免、育英資金の貸与</p> <p>○ 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、<u>平常時</u>の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、<u>り</u>災証明書を添付する。</p>	<p>実施する。</p> <p>2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。</p> <p>3 <u>国及び被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 授業料等の減免、育英資金の貸与</p> <p>○ 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、<u>平時</u>の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、<u>罹</u>災証明書を添付する。</p>
--	---

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-184	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="text-align: center;"><u>東日本電信電話（株）岩手支店</u></p> <p style="text-align: center;"><u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション</u></p>	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="text-align: center;"><u>NTT東日本株式会社岩手支店</u></p> <p style="text-align: center;"><u>NTTドコモビジネス株式会社</u></p>

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-228	<p>第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>第2 実施期間（責任者）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新規追加）</u></p> <p style="text-align: center;">土木班 <u>ダム</u>の流量調整</p>	<p>第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>第2 実施期間（責任者）</p> <p>1 <u>消防活動の内容</u></p> <p style="text-align: center;">土木班 <u>ダム放流量の調節</u></p> <p>2 <u>避難指示等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【本編・第3章・第15節・第2・1参照】</u></p> <p>3 <u>警戒区域の設定</u></p>

	<p>第3 実施要領</p> <p>1 通報連絡体制</p> <p>2 市町村本部長の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。 <p>また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、<u>消防部隊の応援要請</u>を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。 <p>[消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1]</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【県の災害対応を踏まえた修正】</p> <p>(1) 大船渡市林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水利の確保、人員・資機材 </div> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>【本編・第3章・第15節・第2・2参照】</u></p> <p>4 救出</p> <p style="text-align: center;"><u>【本編・第3章・第15節・第2・3参照】</u></p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p style="text-align: center;"><u>【本編・第3章・第15節・第2・4参照】</u></p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 通報連絡体制</p> <p>2 市町村本部長の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。 <p>また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u> ○ 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、<u>緊急消防援助隊の応援要請</u>を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。 <p>[消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、火災の状況を的確に把握し、必要に応じ、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、消防用水の確保が可能な車両等の派遣を要請する。</u> ○ 市町村本部長は、人員・資機材の搬送に当たって、<u>山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両等の派遣を要請す</u> </div>
--	---	---

(新規追加)

- 市町村本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 市町村本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合には、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

(新規追加)

【県の災害対応を踏まえた修正】
(1) 大船渡市林野火災
・ **空中消火の迅速な実施**

(新規追加)

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集

る。

○ 市町村本部長は、県内他市町村の消防機関の応援隊、緊急消防援助隊等と、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。

- 市町村本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

○ 市町村本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合には、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

○ 市町村本部長は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

○ 市町村本部長は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集

の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(新規追加)

(新規追加)

(2) 火災防ぎょ活動

○ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ～カ [略]

(新規追加)

【県の災害対応を踏まえた修正】

(1) 大船渡市林野火災

- ・ 無人航空機の活用

(4) 避難対策活動

(5) 情報収集・広報活動

(6) 消防警戒区域等の設定

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

○ 消防機関の長は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

○ 消防機関の長は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有する。

(2) 火災防ぎょ活動

○ 消防機関による火災防ぎょ活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 林野火災の規模が比較的小さいと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 林野火災件数・規模が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ～カ [略]

キ 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

ク 滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

(3) 救急・救助活動 [略]

(5 避難指示等に移記)

(4) 情報収集・広報活動

(6 警戒区域に移記)

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

- 県本部長は、あらかじめ、消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんに係るマニュアル等を作成する。

(新規追加)

(2) 緊急消防援助隊

[略]

- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

- 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊)

[緊急消防援助隊岩手県隊 資料編 3-8-1]

[緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先
資料編 3-8-2]

[略]

緊急消防援助隊

- ・指揮支援隊
- ・航空指揮支援隊
- ・統合機動部隊
- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊

- 県本部長は、あらかじめ、消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんに係るマニュアル等を作成する。

- 県本部長は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。

- 県本部長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

(2) 緊急消防援助隊

[略]

- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

- 消防庁への連絡先

【本編・第 3 章・第 8 節・第 3・3 参照】

- 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊)

[緊急消防援助隊岩手県隊 資料編 3-8-1]

[緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先
資料編 3-8-2]

[略]

緊急消防援助隊

- ・指揮支援隊
- ・航空指揮支援隊
- ・統合機動部隊
- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- ・NBC 災害即応部隊
- ・土砂・風水害機動支援部隊
- ・安全管理部隊
- ・救急特別編成部隊

- ・都道府県大隊指揮隊
- ・消火小隊
- ・救助小隊
- ・救急小隊
- ・後方支援小隊
- ・通信支援小隊
- ・特殊災害小隊
- ・特殊装備小隊
- ・航空小隊
- ・航空後方支援小隊
- ・水上小隊

(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

- 県本部長は、大規模林野火災時において、市町村本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

(新規追加)

※3 消防機関の長の措置

(4) 避難活動対策から移記

【県の災害対応を踏まえた修正】

(1) 大船渡市林野火災

- ・ 避難指示

- ・都道府県大隊指揮隊
- ・消火小隊
- ・救助小隊
- ・救急小隊
- ・後方支援小隊
- ・通信支援小隊
- ・特殊災害小隊
- ・特殊装備小隊
- ・航空小隊
- ・航空後方支援小隊
- ・水上小隊

(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

- 県本部長は、大規模林野火災時において、市町村本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

- 県本部長は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化が図られるよう支援する。

5 避難指示等

【本編・第3章・第15節・第3・1参照】

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害

	<p style="text-align: center;">※3 消防機関の長の措置</p> <p>(6) 消防警戒区域の設定から移記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; margin: 0;">【県の災害対応を踏まえた修正】</p> <p style="color: red; margin: 0;">(1) 大船渡市林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域の設定 </div>	<p><u>危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。</u></p> <p>○ <u>高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p> <p>6 警戒区域の設定</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・2参照】</u></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>○ <u>消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。</u></p> </div> <p>7 救出</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・3参照】</u></p> <p>8 避難場所の開放</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・4参照】</u></p> <p>9 指定避難所の設置、運営</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・5参照】</u></p> <p>10 帰宅困難者対策</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・6参照】</u></p> <p>11 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・7参照】</u></p> <p>12 広域避難</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・8参照】</u></p>
--	--	--

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-5	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保 [略]</p> <p>1 生活相談 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ 市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>第3 中小企業への融資 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資 [略]</p> <p>第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置</p> <p>1 通貨の供給の確保 [略]</p> <p>2 非常金融措置</p> <p>ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保 [略]</p> <p>1 生活相談 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ 市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体</u>その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体</u>その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>第3 中小企業への融資 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資 [略]</p> <p>第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置</p> <p>1 通貨の供給の確保 [略]</p> <p>2 非常金融措置</p> <p>ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対</p>

<p>し、<u>り</u>災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。</p>	<p>し、<u>罹</u>災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。</p>
--	--

本編 第4章 災害復旧・復興計画

頁	現 計 画	修 正 案									
1-4-12	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 復興方針・計画の作成 <u>(新規追加)</u></p> <p>1 計画作成組織の整備</p> <p>2 計画策定の目標 [略]</p> <p>3 復興計画の作成</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。 <u>(新規追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p style="padding-left: 20px;">1 部・課等の分掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 20%;">課等</th> <th style="width: 60%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">復興防 災部</td> <td style="text-align: center;">復興危 機管理 室</td> <td style="text-align: center;">復興計画の策定に関する<u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県土整 備部</td> <td style="text-align: center;">都市計 画課</td> <td style="text-align: center;">復興計画（まちづくりに関する部分に限る）に関する<u>こと。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 計画作成組織の整備</p> <p>3 計画策定の目標 [略]</p> <p>4 復興計画の作成</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。</p> <p>○ <u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p>	部	課等	分掌事務	復興防 災部	復興危 機管理 室	復興計画の策定に関する <u>こと。</u>	県土整 備部	都市計 画課	復興計画（まちづくりに関する部分に限る）に関する <u>こと。</u>
部	課等	分掌事務									
復興防 災部	復興危 機管理 室	復興計画の策定に関する <u>こと。</u>									
県土整 備部	都市計 画課	復興計画（まちづくりに関する部分に限る）に関する <u>こと。</u>									

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表

目 次

第 1 章 総 則

第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第 2 章 災害予防計画

第 12 節 津波災害予防計画

第 13 節 地盤災害予防計画

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第 5 節 広報広聴計画

第 8 節 消防活動計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-6	第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 2 指定地方行政機関 <u>東北地方測量部</u>	第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 2 指定地方行政機関 <u>国土地理院〔東北地方測量部〕</u>

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-30	第12節 津波災害予防計画 第1 基本方針 [略] 第2 津波災害予防事業 ○ ～防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を、計画的に実施する。 ○ 海岸保全施設の整備目標は～	第12節 津波災害予防計画 第1 基本方針 [略] 第2 津波災害予防事業 ○ ～防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を、計画的に実施する。 <u>○ 県及び市町村は、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u> ○ 海岸保全施設の整備目標は～

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-34	第13節 地盤災害予防計画 第1 基本方針 [略] 第2 崩落危険地の災害防止対策 [略] 第3 宅地防災対策 ○ 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。 ○ 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。 [がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編2-9-5] [宅地造成工事規制区域の範囲 資料編2-9-9]	第13節 地盤災害予防計画 第1 基本方針 [略] 第2 崩落危険地の災害防止対策 [略] 第3 宅地防災対策 ○ 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の設定等の規制を実施する。 ○ 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。 [がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編2-9-5] <u>[宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の範囲 資料編2-9-9]</u>

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。</p>

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-17	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ <u>～日本放送協会は（NHK）、ラジオを通じて住民に提供する。</u></p> <p>○ <u>～特別警報に位置付けている。</u></p> <p>○ <u>緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。</u></p> <p>ウ 津波予報の内容 [略]</p> <p><u>（新規追加）</u></p>	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ <u>～緊急地震速報（警報）は、日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</u></p> <p>○ <u>～特別警報に位置付けている。</u></p> <p>○ <u>緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報（警報）の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p> <p>ウ 津波予報の内容 [略]</p> <p>エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>① 情報発表条件</p> <p>○ <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。</u></p>

		<p>○ <u>想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。</u></p> <p>② <u>情報発表の流れ</u></p> <p>○ <u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u></p> <p>③ <u>情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</u></p> <p>○ <u>合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</u></p> <p>○ <u>防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</u></p> <p>④ <u>情報に関する留意事項</u></p> <p>○ <u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</u></p> <p>○ <u>以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するというお知らせするものではない。</u> ・ <u>後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。</u> ・ <u>後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</u> ・ <u>後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなる。</u>
--	--	--

	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。</u></p> <p>○ <u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</u></p> <p>○ <u>大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</u></p> <p>○ <u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大</u></p>	<p><u>り、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。</u></p> <p>・ <u>モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていない状況で突発的に発生することが多い。</u></p> <p>・ <u>最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。</u></p> <p>・ <u>情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。</u></p> <p>・ <u>すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。</u></p> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア <u>大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</u></p> <p>○ <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、自身が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。</u></p> <p>○ <u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもと</u></p>
--	--	--

の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

- 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類

津波の高さの予想の区分

予想される津波の高さ

(新規追加)

注)1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

4 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示の

に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

- 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類

予想される津波の高さ区分

予想される津波の最大波の高さ

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

○ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

○ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

○ 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

○ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発

みを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報の種類と内容津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

発表内容

各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表

(※1)・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

(※2)・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

○ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

ウ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

発表内容

各津波予報区の津波の到達予想時刻（注1）や予想される津波の高さを（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を記載）発表

(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注2) 津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定

<p>2-3-22</p>	<p>発表中の津波警報等</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> ・ <u>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> ・ <u>沖合で観測された津波の最大波の観測値(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)及び沿岸での推定値の発表内容は以下のとおり。</u> 	<p>高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <p>警報・注意報の発表状況</p> <p>(注) <u>沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <p>エ 津波情報の留意事項</p> <p>○ <u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。</u>
---------------	---	--

<p>2-3-23</p>	<p>ウ 津波予報の内容 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統 発表機関 気象庁本庁等</p> <p>(5)~(8) [略]</p> <p>2 異常現象発生時の通報 [略]</p>	<p>・ <u>津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</u></p> <p>○ <u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></p> <p>・ <u>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</u></p> <p>○ <u>津波観測に関する情報</u></p> <p>・ <u>津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</u></p> <p>・ <u>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</u></p> <p>○ <u>沖合の津波観測に関する情報</u></p> <p>・ <u>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</u></p> <p>・ <u>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</u></p> <p>オ 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統 発表機関 気象庁本庁又は大阪管区气象台</p> <p>(5)~(8) [略]</p> <p>2 異常現象発生時の通報 [略]</p>
---------------	---	--

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-3-33</p>	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関 (責任者) 東日本電信電話(株)岩手支店</p>	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関 (責任者) NTT東日本株式会社岩手支店</p>

	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</u> <u>(株)</u>	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>
--	--	-----------------------

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-40	第8節 消防活動計画 第1 基本方針 1～5 [略] <u>(新規追加)</u>	第8節 消防活動計画 第1 基本方針 1～5 [略] <u>6 消防機関は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u>

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）

新旧対照表

目 次

第 1 章 総則

第 3 節 火山防災の基本理念

第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第 2 章 災害予防計画

第 5 節 気象業務整備計画

第 13 節 地盤災害予防計画

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-1	<p>第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。 [略]</p> <p>○ 県は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、国、市町村、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。</p> <p>○ 的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、県は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。</p>	<p>第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。 [略]</p> <p>○ 県は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、国、市町村、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。</p> <p>○ 的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、県は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。</p> <p>○ <u>大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u></p>

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-5	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>東北地方測量部</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p><u>国土地理院 [東北地方測量部]</u></p>

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-10	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <p>震度観測点</p> <p>奥州市水沢区大鐘町</p> <p>(6) 火山観測施設</p>	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <p>震度観測点</p> <p>奥州市水沢大鐘町</p> <p>(6) 火山観測施設</p>

<p>電子基準点 <u>34</u> 地殻変動観測施設 4 験湖所 GNSS 観測局 1 <u>追記</u></p> <p>栗駒山火山観測点 GNSS 4 国土交通省 国土地理院</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ 気象庁は、～ [略]</p> <p>○ 仙台管区気象台は、～ [略]</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報</p>	<p>電子基準点 <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> <u>岩手山周辺火山観測点 GNSS 6 国土交通省国土地理院</u> <u>栗駒山火山観測点 GNSS 5 国土交通省国土地理院</u></p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ 気象庁は、～ [略]</p> <p>○ 仙台管区気象台は、～ [略]</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p><u>(ア) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)</u></p> <p>○ <u>仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。</u></p> <p>○ <u>「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</u></p> <p><u>(イ) 噴火予報</u></p> <p>○ <u>仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>[表：略]</p> <p><u>(ウ) 火警戒レベル</u></p> <p>○ <u>仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</u></p>
--	---

○ 活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、県は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。

○ 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

○ 岩手県及び東北地方の活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山

(エ) 噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

○ 噴火警戒レベルが運用されている火山の場合

名称	対象範囲	噴火警戒レベル(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火警報	火口から居住	レベル3(入山)	居住地域の近くまで重大な

		(火口周辺) 又は 火口 周辺 警報	地域近 くまで の広い 範囲の 火口周 辺	規制)	影響を及ぼす (この範囲に入 った場合には 生命に危険が 及ぶ)噴火が発 生、あるいは 発生すると予 想される。
		火口か ら少し 離れた 所まで の火口 周辺	レベル 2(火口 周辺規 制)	火口周辺に影 響を及ぼす(こ の範囲に入っ た場合には生 命に危険が及 ぶ)噴火が発 生、あるいは 発生すると予 想される。	
		噴火 予報	火口内 等	レベル 1(活火 山であ ること に留意)	火山活動は静 穏。火山活動 の状態によっ て、火口内で 火山灰の噴出 等が見られる (この範囲に入 った場合には 生命に危険が 及ぶ)。
<p>(注)※1 噴火警戒レベルの詳細は 火山ごとに作成。</p> <p>※2 岩手山噴火警戒レベルの 詳細は【火山災害対策編・ 第2章・第5節・第3・ ④】参照</p> <p>※3 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベ ルの詳細は【火山災害対策 編・第2章・第5節・第3・ ⑤】参照</p> <p>○ 噴火警戒レベルが運用されていな い火山の場合</p>					
		名称	対象範 囲	警 戒 事 項 等	火山活動の状況
		噴火警 報 (居住	居住地 域及び それよ	居住 地域 嚴重	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴火が発生、あ

		地域) 又は噴 火警報	り火口 側	警戒	るいは発生する と予想される。_
		噴火警 報 (火口 周辺) 又は火 口周辺 警報	火口か ら居住 地域近 くまで の広い 範囲の 火口周 辺	入山 危険	居住地域の近く まで重大な影響 を及ぼす(この範 囲に入った場合 には生命に危険 が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発 生すると予想さ れる。_
			火口か ら少し 離れた 所まで の火口 周辺	火口 周辺 危険	火口周辺に影響 を及ぼす(この範 囲に入った場合 には生命に危険 が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発 生すると予想さ れる。_
		噴火予 報	火口内 等	活火 山で ある こと に留 意	火山活動は静 穏。 火山活動の状態 によって、火口 内で火山灰の噴 出等が見られる (この範囲に入っ た場合には生命 に危険が及ぶ)。
		<p>(オ) 噴火速報</p> <p>○ <u>仙台管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</u></p> <p>○ <u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</u> 			

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> ※ <u>噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u> ○ <u>噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u> <p>(カ) <u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</u> ○ <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合に、「<u>火山の状況に関する解説情報</u>」を適時発表する。 <p>(キ) <u>降灰予報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u> ① <u>降灰予報(定時)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。</u> ・ <u>18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> ② <u>降灰予報(速報)</u>
--	--	---

- ・ 噴火が発生した火山(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(注1) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報(詳細)

- ・ 噴火が発生した火山(注2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

(注2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響		
	厚さ キー ワード	イメー ジ	路 面	視 界		人	道路
や や 多 量	0.1mm ≦ 厚 さ < 1mm 【注 意】	白 線 が 見 え に く い	明 ら か に 降 っ て い る	マ ス ク 等 で 防 護 喘 息 患 者 や 呼 吸 器 疾 患 を 持 つ 人 は 症 状 悪 化 の お そ れ が あ る	徐 行 運 転 す る 短 時 間 で 強 く 降 る 場 合 は 視 界 不 良 の お そ れ が あ る 道 路 の 白 線 が 見 え な く な る お そ れ が あ る (お よ そ 0.1	稲 等 の 農 作 物 が 収 穫 で き な く な っ た り ※、 鉄 道 の ポ イン ト 故 障 等 に よ り 運 転 見	

					～ 0.2mm で鹿児島 市は 除灰作 業 開 始)	合 わ せ の お そ れ が あ る
少 量	0.1mm 未満	う っ す ら 積 も る	降 っ て い る の が よ う や く 分 か る	窓を閉 める 火山灰 が衣服 や身体 に付着 する 目に入 ったと きは痛 みを伴 う	フロン トガラ スの除 灰 火山灰 がフロ ントガ ラス等 に付着 し、視 界不良 の原因 となる おそれ がある	航空 機 の 運 航 不 可 ※

※富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による
想定

降灰予報の発表イメージ

[図：略]

※ 降灰予報は、噴煙の高さや気象予
測データ等を用いて、降灰の範囲と
降灰量を予測している。そのため、
噴煙の高さや気象予測の誤差によ
り、降灰予報と実際の降灰範囲や降
灰量が異なることがある。

(ク) 火山ガス予報

○ 仙台管区气象台が、居住地域に長
期間影響するような多量の火山ガス
の放出がある場合に、火山ガスの濃
度が高まる可能性のある地域を発表
する。

(ケ) 火山現象に関する情報等

○ 仙台管区气象台が、噴火警報・予
報、噴火速報、火山の状況に関する
解説情報、降灰予報及び火山ガス予
報以外に、火山活動の状況等をお知
らせするために発表する。

		<p>① <u>火山活動解説資料</u> 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>② <u>月間火山概況</u> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p>③ <u>噴火に関する火山観測報</u> 噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>
--	--	---

火山災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-34	<p>第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成に伴う災害及び火山災害による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8] [宅地造成等規制区域の範囲 資料編2-9-9]</p>	<p>第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成等に伴う災害及び火山災害による災害の防止を図るため、宅地造成等<u>工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u>の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8] [宅地造成等<u>工事規制区域及び特定盛土等規制区域の範囲</u> 資料編2-9-9]</p>

火山災害対策編 第3章 災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-3	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>3 ダムの<u>流量調整</u></p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>3 ダムの<u>放流量の調節</u></p>

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表

目 次

第 2 章 災害予防計画

第 6 節 医療・保健計画

第 3 章 災害応急対策計画

第 7 節 医療・保健計画

原子力災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-9	<p>第6節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 医療・精神医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 相談体制の整備 [略]</p> <p>2 避難退域時検査等実施体制の整備</p> <p>○ 県は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、市町村との情報共有を図る。</p> <p>○ 市町村は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。</p>	<p>第6節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 医療・精神医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 相談体制の整備 [略]</p> <p>2 避難退域時検査等実施体制の整備</p> <p>○ 県は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査<u>(国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査)</u>及び簡易除染の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、市町村との情報共有を図る。</p> <p>○ 市町村は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。</p>

原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-29	<p>第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。</p>	<p>第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染<u>並びに甲状腺被ばく線量モニタリング</u>の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。</p>